

お知らせ

令和3年7月

北多摩西部防火防災会
会 員 各 位

北多摩西部防火防災会「令和3年度定期総会」について

平素から、本会の活動及び消防行政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年6月に開催しております定期総会でございますが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年同様に「資料による情報提供」とさせていただきますこといたしました。

つきましては、資料「令和3年度北多摩西部防火防災会定期総会」、冊子「第17回地域の防火防災功労賞（事例集）」を同封いたしましたので、貴自治会の防火防災対策にご活用くださいますようお願い申し上げます。

また、本会及び消防行政についてのご意見、ご要望等常時受付けておりますので、何かございましたら、問合せ先へご連絡をお願い申し上げます。

今後とも会員の皆様のご協力を賜りながら「住宅火災発生防止対策」をはじめとし、防火防災に関する施策に取り組んでまいりますので、引き続きご理解ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

問合せ先

北多摩西部消防署
防火防災会事務局 小林 津田
電 話 042-565-0119
FAX 042-564-0119

令和3年度
北多摩西部防火防災会
定期総会



令和3年7月

目次

I 北多摩西部防火防災会について

II 挨拶

北多摩西部防火防災会 会長 吉澤 幹郎

III 令和2年中の管内住宅火災概要

- ① 住宅火災件数と死者数の推移
- ② 令和2年中の管内住宅火災件数と出火原因
- ③ 管内住宅火災死者0名継続期間
- ④ 令和2年中における管内住宅火災における住警器設置状況等
- ⑤ 住宅用火災警報器の奏功事例概要

IV 防火防災訓練のあり方（北多摩西部消防署からの案内）

I 北多摩西部防火防災会について

1 防火防災会の概要

消防署と地域との連携を深め、「災害に強い街づくり」を進めることを目的とし、北多摩西部消防署管内（東大和市、武蔵村山市）の自治会の参加により、平成12年に発足しました。

現在は両市合わせて125自治会が参加しており、東大和市を13地区、武蔵村山市を7地区に分け、それぞれに代表区を置いています。

自主防災行動の向上や、火災予防について事業展開しており、本会は市民自ら活動する自主防災組織となっています。

2 会長及び副会長

(1) 会長

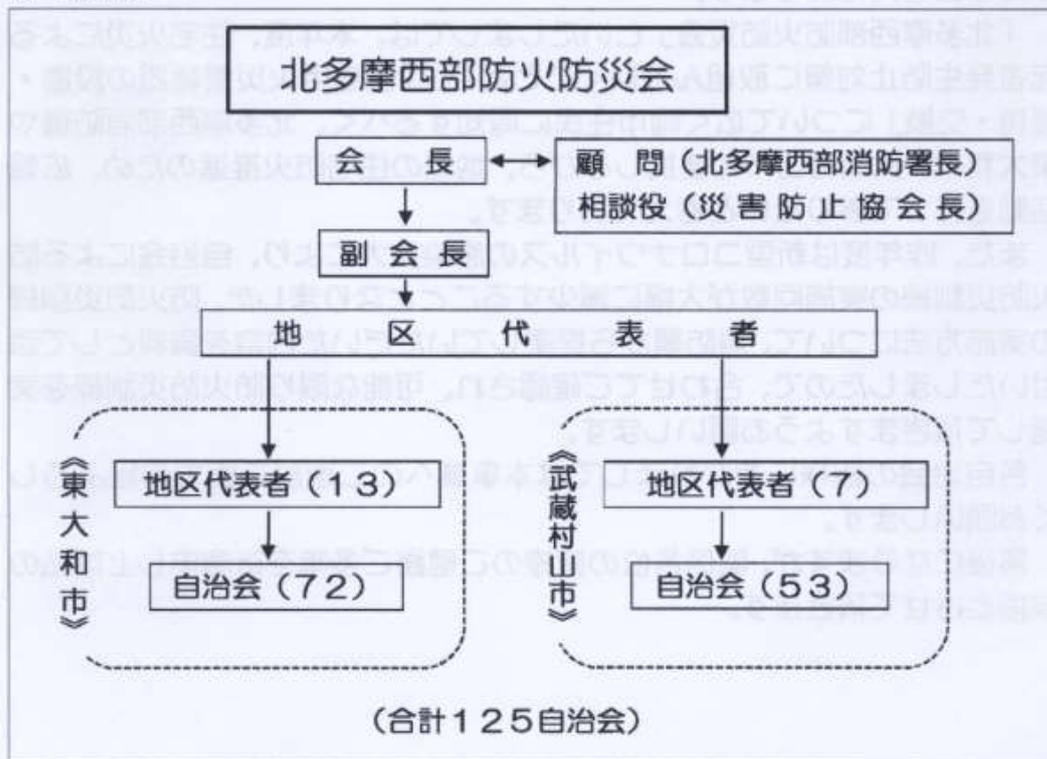
吉澤 幹郎 氏（武蔵村山市）

(2) 副会長

吉岡 徹男 氏（東大和市）

阿部 光雄 氏（武蔵村山市）

3 組織図



Ⅱ 北多摩西部防火防災会会長挨拶

東大和市・武蔵村山市の全自治会で結成する「北多摩西部防火防災会」の会長の吉澤でございます。

未だ終息の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染が続く中、会員の皆さまには、ご自身、ご家族の健康管理に十分留意されますようお願い申し上げます。

さて、北多摩西部防火防災会は、「地域が消防署と連携を深め、災害に強い街づくりを推進する。」という目的で平成12年に結成されたものであります。

幸いなことに近年両市では、多くの方々が犠牲となるような大きな災害は発生しておりません。

しかしながら、災害はいつ発生するか分かりません。

常日頃から小さな訓練を積み重ねることで、「防火防災」の心構えを持ち続けることが非常に重要であると感じております。

「自分たちの町は、自分たちで守る。」という「自助・共助精神」を大切にして、住民同士、手を取り合っていくことで地域防災力を向上させていけたらと考えております。

「北多摩西部防火防災会」といたしましては、本年度、住宅火災による死者発生防止対策に取り組んでいくこととし、「住宅用火災警報器の設置・維持・交換」について広く両市住民に周知するべく、北多摩西部消防署や東大和市、武蔵村山市と連携しながら、地域の住宅防火推進のため、広報活動を行って参りたいと考えております。

また、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、自治会による防火防災訓練の実施回数が大幅に減少することとなりました。防火防災訓練の実施方法について、消防署から提案していただいた内容を資料として添付いたしましたので、合わせてご確認され、可能な限り防火防災訓練を実施して頂きますようお願いいたします。

各自治会の皆様におかれましては本事業へのご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

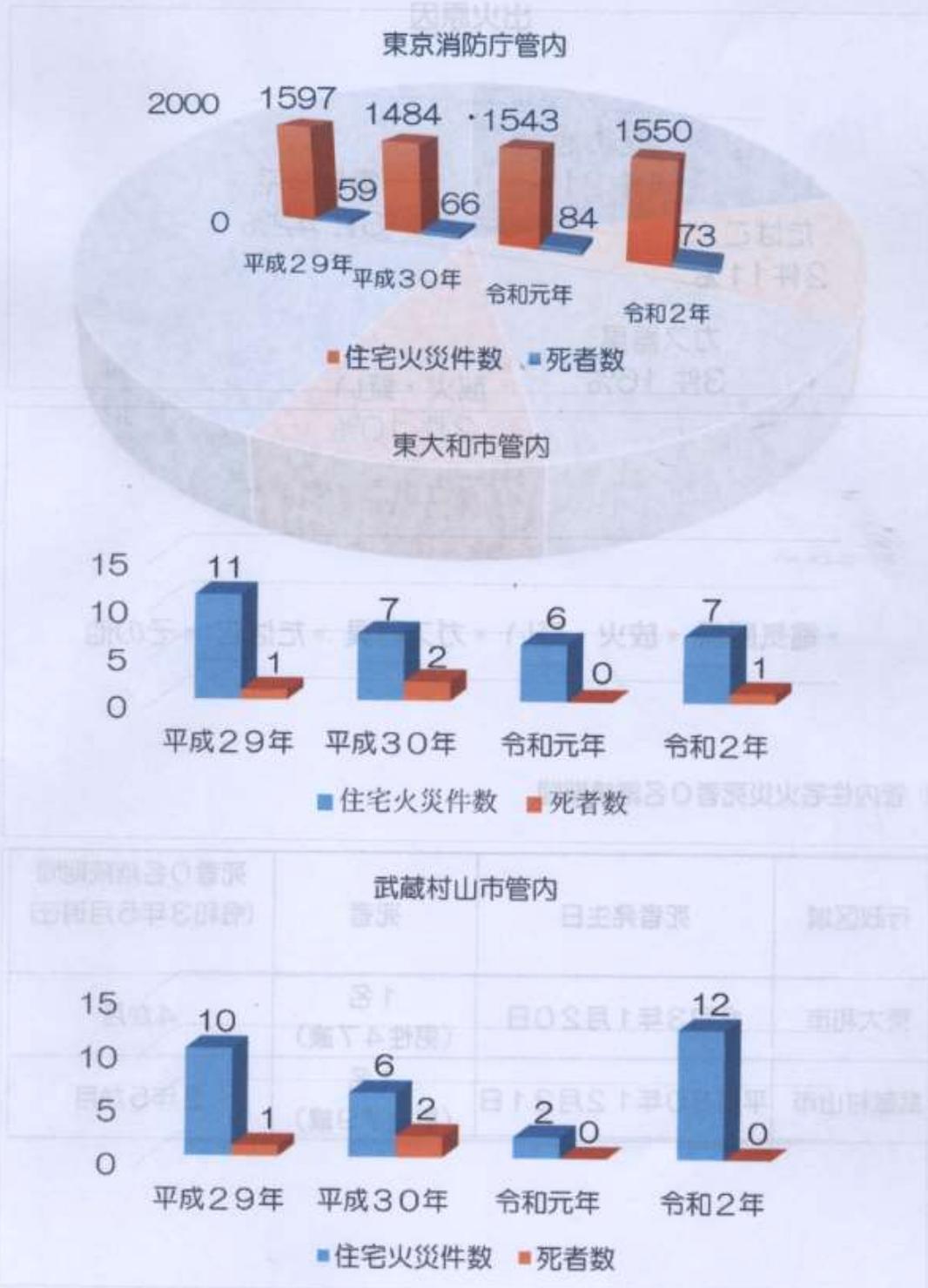
最後になりますが、関係各位の皆様のご健勝ご多幸を祈念申し上げ私の挨拶とさせていただきます。



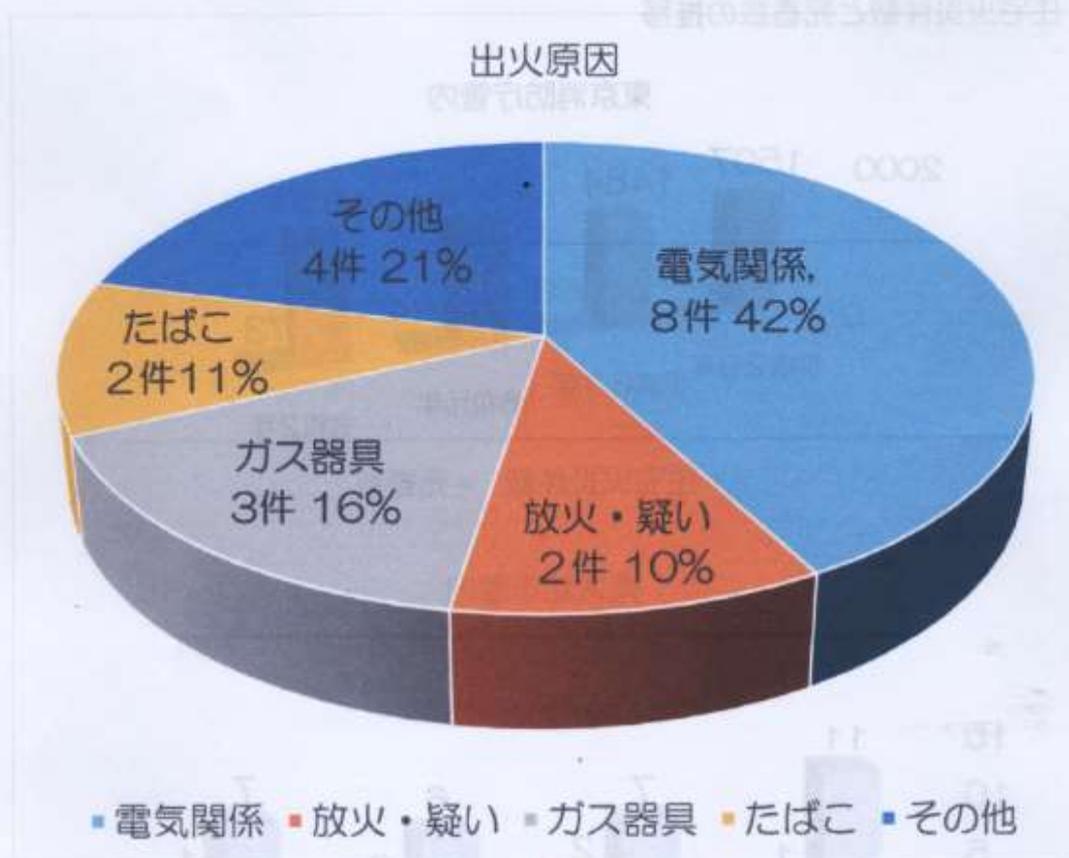
会長 吉澤幹郎

Ⅲ 令和2年中の管内住宅火災概要

① 住宅火災件数と死者数の推移



② 令和2年中の管内住宅火災件数と出火原因（東大和市、武蔵村山市合算）



③ 管内住宅火災死者0名継続期間

行政区域	死者発生日	死者	死者0名継続期間 (令和3年5月現在)
東大和市	令和3年1月20日	1名 (男性47歳)	4か月
武蔵村山市	平成30年12月21日	1名 (男性79歳)	2年5か月

④ 令和2年中における管内住宅火災における住警器設置状況等

月 日	行政区域	住警器設置	作動状況	効果	焼損程度
1月9日	武蔵村山市	設置なし			台所2㎡
4月1日	武蔵村山市	設置なし			エアコン1
5月6日	東大和市	設置なし			壁体、ごみ若干
8月14日	東大和市	設置あり	なし		OAタップ
11月5日	東大和市	設置あり	作動	あり	台所用品
12月19日	武蔵村山市	設置あり	作動	あり	電子レンジ等
12月22日	東大和市	設置あり	作動	あり	居室15㎡

●昨年の管内住宅火災件数は7件です。住警器設置なしが3件、設置ありが4件となります。設置されていた4件中3件で住警器が作動し、早期発見されています。

⑤ 住宅用火災警報器の奏功事例概要（東京消防庁管内）

奏功機器等 (焼損程度等)	奏功事例の内容
住宅用火災警報器 (非火災)	<p>●隣人が気付いた事例</p> <p>男性がこんろの火を消したつもりで外出してしまったところ、鍋が空焚き状態となって煙が発生し、住宅用火災警報器が鳴動した。隣人の男性が住宅用火災警報器の鳴動音と煙に気づき、119番通報を行った。到着した消防隊がこんろの火を止め、火災には至らなかった。</p>
住宅用火災警報器 (非火災)	<p>●就寝中、鳴動により目が覚めた事例</p> <p>男性は飲酒后、鍋をこんろの火にかけたまま寝込んでしまった。発生した煙により住宅用火災警報器が鳴動したため、男性は鳴動音に気づき目を覚ました。すぐにこんろの火を止めることができたため、火災には至らなかった。119番通報については、隣室居住者が住宅用火災警報器の鳴動音に気づき通報していた。</p>
住宅用火災警報器 (ぼや)	<p>●運動型住宅用火災警報器の鳴動により、早い発見事例</p> <p>娘が2階寝室で電気ストーブのスイッチを入れたまま就寝したため、掛け布団が電気ストーブに接触して火災になった。寝室に設置してある住宅用火災警報器の鳴動音で目が覚めると、同時に1階リビングにいた家族も運動型の住宅用火災警報器が鳴動したため駆けつけ、浴室に掛け布団を運びシャワーで消火後、119番通報した。</p>
住宅用火災警報器 (ぼや)	<p>●別の部屋にいた妻が鳴動に気付いた事例</p> <p>夫が2階寝室でたばこを吸いながら眠ってしまったため、たばこが布団に着火して出火した。1階にいた妻が、2階の住宅用火災警報器の鳴動音に気づいて夫の寝室へ行くと、室内に白煙が充満していたため、119番通報し、台所で洗面器に水を汲み布団にかけ、初期消火を実施した。</p>
住宅用火災警報器 (ぼや)	<p>●下階の鳴動に気付いた事例</p> <p>男性が自宅の3階にいたところ、2階から住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえたので2階へ降りると、断線して床に落下した電気コードから炎が3～5cm立ち上っているのを発見した。すぐに電気コードから出ていた炎を自分の息で吹き消し、119番通報した。</p>

IV 防火防災訓練のあり方（北多摩西部消防署からの案内）

1 趣旨

昨年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等に伴い、外出が制限され、防火防災訓練が実施できない状況が長期間に渡り発生いたしました。防災行動力の維持向上は、火災、震災、風水害等の被害を軽減し、一人ひとりが自分を守ること「自助」及び近くにいる人同士が助け合う「共助」に大きな役割を果たします。

消防署としては、屋外又は屋内における防火防災訓練の実施を一切否定するのではなく、ソーシャルディスタンス等の感染防止の徹底を図って実施できる防火防災訓練を推奨しておりますので、気兼ねなく消防署にご相談いただきたいと思います。

また、実地型の防火防災訓練だけではなく、次に示す方法により防災行動力の維持向上を図ることが可能ですので、各自治会でご検討いただきますようお願いいたします。

2 防火防災訓練の実施方法

(1) 集合型の防火防災訓練（通常の防火防災訓練）

ア 参加人数

実施場所において、三つの密（密閉、密集、密接）にならない人数を考慮してください。

イ 実施場所

屋外で実施する、又は屋内では広い会場を確保する等、密閉密集防止に努めてください。

ウ 訓練項目

救助訓練・応急救護訓練、初期消火訓練、通報訓練、防災講話等、様々な訓練が可能です。

エ その他

各自治会のニーズに沿えられるよう努めますので、問い合わせ先から消防署へご相談ください。

(2) web会議形式の防災訓練

web会議サービスシステム（ZOOM ズーム）を活用し、消防署（ホスト役）が指定するサイトに自治会員（ゲスト役）の皆様が参加していただく訓練となります。※8月初旬以降

ア 実施場所

インターネット端末（パソコン・スマホ・タブレット等）がある環境であれば、どこでも可能です。

イ 訓練項目

消防署からのタイムリーな情報提供や防災講話が可能です。

ウ その他

各自治会のニーズに沿えられるよう努めますので、資料裏面の問い合わせ先から消防署へご相談ください。

3 防災学習等に関する情報提供

(1) リモート防災学習

東京消防庁ホームページに掲載されており、防災学習用教材や防火防災訓練に関する動画や防災クイズを掲載していますので、外出自粛時等における防火防災訓練指導として活用が可能です。

(2) 東京消防庁公式アプリ

知りたい情報をいつでも・どこでも・手軽に入手できる安全安心情報の提供ツールとして、消防・救急FAQやチャットボットを中心に、多様な機能を備え、ユーザー個々の興味関心に合わせて利用できるアプリです。

えっ! 知ってました? 警報器の寿命が10年なんて。



交換するなら
ワイヤレス連動型がおすすめだって。



©SACHAMUKU

※住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や、電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換をおすすめします

取り替える
Q5

家中にすばやくお知らせするワイヤレス連動型。



1台で検知すると、
家中にすばやく知らせる。



まずは、住宅用火災警報器が作動するか点検を。

定期的に行うと作動するか、
点検をしましょう。

1. 電池交換

2. 点検ボタン

電池が切れると警報器が鳴り、
内蔵LEDが点滅して知らせる。

3. 点検ボタン

4. 点検ボタン

住宅用火災警報器は平成23年6月より、
全ての住宅に対し設置が義務化されました。

詳しくは、119-110-110
消防防災安全課 TEL 042-565-0119

北多摩西部消防署

042-565-0119
消防防災安全課 TEL 042-565-0119